## 墓石等の移転に係る賠償について(概要)

「墓石等の移転に係る賠償」につきましては、後日あらためてご案内させていただく 予定ですが、このたびの「墓石等の修理に係る賠償」の受付開始にともない、賠償の概 要についてお知らせいたします。

なお、<u>「墓石等の修理に係る賠償」と「墓石等の移転に係る賠償」につきましては、いずれか一方でのご請求となります</u>ので、あらかじめご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

# 1.ご請求いただける方

当社事故発生時点において、避難指示区域内に存在していた墓石等を所有している祭祀の主宰者である個人の方で、実際に墓石等の移転費用をご負担された方とさせていただきます。

# 2. お支払いの対象となる資産

当社事故発生時点に避難指示区域内に存在していた墓石等を対象とさせていただきます。

## 3.お支払いの対象となる損害

当社事故の避難指示にともなう管理不能による墓石等の損害を対象とさせていただきます。

#### 4.お支払いする金額

お支払いさせていただく費用は、墓石等の移転に係る費用 となります。なお、お支払いは1つの墓地区画あたり150万円を上限とさせていただきます。

墓石等の運搬費用、祭祀に係る費用、墓石等の移転をともなう修理費用、あるいは移転できない 場合の墓石等の新規取得費用など。

#### 5. その他

- ・墓石等の移転とは、墓石等を別の墓地に移動することをいいます。したがいまして、 同一墓地内での移動は、賠償の対象となりません。
- ・当社事故の避難指示にともなう管理不能による損害が賠償対象となることから、毀 損が生じていない墓石等は、賠償の対象とはなりません。
- ・今後の検討にともない、ご案内の内容に変更が生じる可能性がございます。

以上